

府政沖第 88 号
平成 20・03・10 地第 1 号
平成 20 年 3 月 14 日

沖縄振興審議会

会長 白井克彦 殿

内閣総理大臣 福田康夫

経済産業大臣 甘利 明

産業高度化地域南部地域の区域の変更について（諮問）

標記について、沖縄県知事から平成 20 年 3 月 6 日付け観企第 501 号により、産業高度化地域南部地域の区域の変更申請があり、下記のとおり変更したいので、沖縄振興特別措置法第 35 条第 5 項により準用される同法同条第 1 項の規定に基づき貴審議会の意見を求める。

記

	区 域
変更前	那覇市、浦添市、宜野湾市、糸満市、豊見城市、中頭郡西原町及び島尻郡南風原町
変更後	那覇市、浦添市、宜野湾市、糸満市、豊見城市、中頭郡中城村、中頭郡西原町及び島尻郡南風原町